

新旧対照表

【原産地規則解釈例規の制定について（平成 26 年 6 月 13 日財関第 598 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
（協定等の略称） （省略）	（協定等の略称） （同左）
第 2 章（第 11 部関連）	第 2 章（第 11 部関連）
1. （省略）	1. （同左）
<u>2. EU 協定附属書 3－B（品目別原産地規則）の第 50 類～第 56 類に規定する「機械による作業」について</u>	<u>（新規）</u>
EU 協定附属書 3－B（品目別規則）の第 50 類～第 56 類に規定する「機械による作業」は、コアヤーン（しん糸に他の繊維を精紡工程でさや状に巻き付けた糸）やカバードヤーン（しん糸に紡績糸またはフィラメント糸をコイル状に巻き付けた糸）を製造する工程のほか、ねん糸後の工程である張糸、毛羽とり、磨糸及び糸継ぎを機械で行っている場合も含む。	
<u>3. EU 協定附属書 3－B（品目別原産地規則）の第 11 部に規定する「紡績」の範囲について</u>	<u>2. EU 協定附属書 3－B（品目別原産地規則）の第 11 部に規定する「紡績」の範囲について</u>
EU 協定附属書 3－B の第 11 部に規定する「紡績」は、英文協定上“spinning”であることから、「紡糸」も含む。	EU 協定附属書 3－B の第 11 部に規定する「紡績」は、英文協定上“spinning”であることから、「紡糸」も含む <u>ことに留意ありたい。</u>
<u>4. （省略）</u>	<u>3. （同左）</u>
<u>5. EU 協定附属書 3－A（品目別原産地規則の注釈）に規定する第 11 部における許容限度について</u>	<u>4. EU 協定附属書 3－A（品目別原産地規則の注釈）に規定する第 11 部における許容限度について</u>
EU 協定の附属書 3－B 第 11 部に適用される許容限度については、当該規則の部注により、附属書 3－A 注釈 6 から 8 を参照することとなっているが、当該注釈の解釈は以下のとおりである。	EU 協定の附属書 3－B 第 11 部に適用される許容限度については、当該規則の部注により、附属書 3－A 注釈 6 から 8 を参照することとなっているが、当該注釈の解釈は以下のとおりである <u>ので留意ありたい。</u>
(1) ～(5)（省略）	(1) ～(5)（同左）
6. （省略）	6. （同左）
第 3 章（その他の原産地基準等関連）	第 3 章（その他の原産地基準等関連）
1. 貨物の輸送又は一時蔵置時に原産品と非原産品を混合した場合の取扱	1. 貨物の輸送又は一時蔵置時に原産品と非原産品を混合した場合の取扱

新旧対照表

【原産地規則解釈例規の制定について（平成 26 年 6 月 13 日財関第 598 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
いについて (1)、(2) （省略） (3) なお、輸入申告の際に原産品として認める数量は、上記混合時に投入した原産品の数量が上限となる。 (以上)	いについて (1)、(2) （同左） (3) なお、輸入申告の際に原産品として認める数量は、上記混合時に投入した原産品の数量が上限となる<u>ことから留意すること。</u> (以上)